

貸金業法改正に伴う当社対応とQ&A

貸金業法改正に伴う当社対応について

貸金業法改正のポイント	当社の対応
収入のない方のお借入ができなくなりました	専業主婦(夫)・学生・無職の方等、ご本人に収入がない場合は新たなキャッシングのご利用を停止させていただいております。当社に勤務先が登録されていないお客様で、お勤め(パート・アルバイト等)のある方は下記の変更届専用ダイヤルまでご連絡をお願いします。 ※キャッシング枠の付与には審査が伴います。
年収の3分の1を超えるお借入れが制限されました	ゆめカードをはじめとした貸金業者(クレジットカード会社や消費者金融業者)からの無担保借入額の合計が個人年収の3分の1を超える場合は新たなキャッシングのご利用を停止もしくはキャッシングご利用可能額を見直しさせていただいております。
一定額以上のお借入れについては所得証明書のご提出が必要となりました	当社の対応キャッシング枠合計が50万円を超える場合、または当社のキャッシング枠合計と他社借入残高合計が100万円を超える場合は所得証明書のご提出をお願いしております。ご提出がない場合は新たなお借入れができない場合がございます。
キャッシングのご利用にあたり指定信用情報機関の利用が義務付けられました	他社のご利用状況に応じてキャッシングのご利用可能額は都度変動する可能性がございます。 キャッシングをご利用の際は必ずご利用前にATMにてご利用可能額をご照会ください。 当社が加盟する指定信用情報機関 ①(株)シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 HPアドレス http://www.cic.co.jp ②(株)日本信用情報機構 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 TEL 0120-441-481 HPアドレス http://www.jicc.co.jp

貸金業法に関するQ&A

ご質問	回答
専業主婦の場合は配偶者の同意があれば従来通り借入れは可能ですか	当社においては配偶者の同意による貸付は実施しておりません。パート、アルバイト等少しでも収入がある場合は当社に勤務先をお届けいただければキャッシングのご利用は可能となります。 ※キャッシング枠の付与には審査が伴います。
銀行から借入れも含めて年収の3分の1までしか借入れできないのですか	法律ではあくまで貸金業者からの借入れと定められておりますので銀行からの借入れについては除外となります。
1社からの借入れが年収の3分の1以内であればよいのですか	数社から借りている場合はその借入れの合計が年収の3分の1以内であることが必要となります。
その他に年収の3分の1制限から除外される貸付はありますか	マイカーローン、リフォームローン等は除外されます。
クレジットカードで買い物した分も含めて年収の3分の1以内でないといけないのですか	クレジットカードでお買い物した分は含みません。

所得証明書とはどんなものですか	「源泉徴収票」「確定申告書」「納税通知書」「年金通知書」「給与支払明細(直近の2ヶ月分)」等となります。
所得証明書を提出しなかった場合はどうなるのですか	新たなキャッシングのご利用を停止もしくはキャッシングご利用可能額を見直しさせていただく場合がございます。
所得証明書の提出は1回限りですか	一定額以上のお借入残高がある場合、勤務先に変更がなければ、3年間有効です。3年毎に提出が必要となります。万一、勤務先を変わられた場合は提出後3年に満たない場合でも再提出が必要です。
他社を含めた残高が年収の3分の1以内でもキャッシングが利用できない場合がありますか	当社でのお借入れが50万円超あるいは当社と他社でのお借入れ合計が100万円を超える場合は所得証明書のご提出が必要となり、利用できない場合がございます。

お問い合わせ先

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
勤務先の登録・変更 所得証明書送付書類の依頼	変更届専用ダイヤル ナビダイヤル：0570-200-464 受付時間：9:00～17:30(年末年始を除く)
その他貸金業法に関するお問い合わせ	お問合せ専用ダイヤル ナビダイヤル：0570-200-171 受付時間：9:00～17:30(元日を除く)
<p>■当社業務に係る指定紛争解決機関は以下のとおりです。</p> <p>貸金業務に係る機関 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 東京都港区高輪3丁目19番15号二葉高輪ビル TEL 03-5739-3861</p>	